

平成20年度行政改革に関する提言（意見書）

さぬき市行政改革推進委員会

はじめに

平成20年5月、当委員会は、市長から「さぬき市行政改革大綱及びさぬき市行政改革実施計画の評価について」の諮問を受け、これまでに4回の協議を行った。

地方自治体の経営は、政治・経済ともに閉塞ある社会のただ中にある。

さぬき市は、これまでも財政再建を図ってきたが、少子高齢化を基調とする社会経済構造の流れの中で、市民の行政サービスの要望に対し、限られた財源で今後どう対処し、どう共生できるかが問われている。

5町合併の結果、職員数・行政組織が大きく膨らみ、多くの重複した施設が残った。市民は、借金残高（実質公債費比率）に対し危惧を抱いており、行政に対しこれら多くの課題を「まんでがん」実効性をもった改革改善を求めている。

市長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、1. 実質赤字比率、2. 連結実質赤字比率、3. 実質公債費比率、4. 将来負担比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととなった。

こうした中、さぬき市の実質公債費比率は、23.2パーセントと県下17市町の中で最悪であり、早期健全化基準の25パーセントに迫りつつある。

一方、昨今の日本経済の悪化は厳しく、しばらく不況は続くものと考えられる。

市は、将来にわたる安定した財政基盤の強化と市民との協力関係を築くことが求められることから、行政の合理化や効率化、行政と市民との役割分担を見直し、併せて発想の転換と抜本的かつ持続的な行政改革が急がれている。

地方自治体の公共サービスの「選択と集中」は、地方公共団体経営の柱である。従って、真に全職員が危機意識を持ち、一丸となって「無駄」のない思い切った行政改革に徹することができるかが「カギ」となる。

市長は、この提言を真摯に検討され、絵に描いた餅に終わることなく、強力な指導の下、さぬき市行政改革実施計画を着実に実施するように切に要望する。

平成21年2月27日

さぬき市行政改革推進委員会

会 長 谷 幸 夫

1 職員の意識を改革する取組について

(1) 職員の意識改革を推進するためには、管理職による緊張感を持った日々の管理の姿勢が重要である。そのため管理職は、情報収集や自己研さんに努め、課の目標管理、P D C Aによる管理を正しく理解し、部（課）内等ミーティングによる情報共有や職場環境づくりをしっかりと実施されたい。

また、管理職は、臨機に応じてフォローされたい。なお、職員は、実務に当たっては、次の事柄に留意されたい。

- ① 問題は、先送りしない。
- ② 毎月の各課・グループとの連絡会を実施する。
- ③ 率先垂範し、仕事を通じて自己研さんに努めると共に、相互間のレベルアップを図る。
- ④ 決断力と機動力を持って仕事に臨む。
- ⑤ 常に助け合える、仲の良い集団であるために、職員間のコミュニケーションを推進する。

(2) 職員アンケート調査においては、65パーセントの職員は行政改革実施計画を知らない、38パーセントの職員は総合計画のどの役割を担っているのか理解していない、55パーセントの職員はP D C Aを理解していないという結果であった。このことから職員は、全体の奉仕者であることを常に意識し、基本的なことを理解されたい。

- ① さぬき市総合計画の内容と担当する事務の同計画における位置づけ
- ② さぬき市職員接遇マニュアル（平成18年3月さぬき市市民サービス向上委員会）
- ③ 災害時職員配備体制
- ④ 行政評価のしくみ

(3) 人事評価制度について、職員の意識改革に効果的であることから管理職だけでなく全職員を対象に早期に完全実施されたい。

(4) 人事評価制度について、人事評価と研修メニューを組み合わせ、その職員が補うべき能力やその職に必要な能力など、平成18年2月8日に経済産業省が公表した『社会人基礎力に関する研究会』中間とりまとめ等を参考に、さぬき市に合った研修メニューを指導するなど、職員の能力に応じたきめ細やかな対応をされたい。

- (5) 事務改善は、改善発表大会や褒賞金制度など工夫して、職員の意識改革を推進されたい。

2 無駄をなくす、効率化を図る取組について

- (1) さぬき市の財政は厳しいことから、平成19年度に策定した「公債費負担適正化計画」に基づいた取組を推進されたい。

- (2) 各人が受け持つ仕事に対し、職員全体が経営者としての熱意と責任を持ち、自ら課題を形成し、主体的かつ徹底的に方策を考え、議論してゆくことにより、さぬき市の更なる発展に邁進されたい。

具体的に次の取組に留意されたい。

- ① 道路工事や上下水道工事等で同一場所を掘削するような場合は、工事日程を協議するなど後戻りや作業の無駄がないように建設工事費の縮減化を図る。
- ② 企業誘致に関して、新規誘致に努めると共に、立地企業のニーズを把握する。
- ③ 補助金の見直しの視点と市の姿勢について、見直しの有効な方法は、補助金の交付の実情を情報公開、自助努力を促すことが必要である。また、本当に必要か、活動しているのか、既得権化していないか、効果があるのか十分なる検証をされたい。
- ④ コミュニティバスの見直しについては、料金の見直しだけでなく、抜本的な思い切った見直しが必要である。具体的な案としては、土曜日、日曜日の運行停止、バスの小型化、他の先進地事例のようなタクシーのような制度、一定基準の利用がない路線の廃止などを検討されたい。
- ⑤ 公共施設について経費削減はいいけれども、必要な経費とそうでない経費をもっと峻別し、市民が利用しているものについては必要な経費を確保して利用しやすいように細やかな配慮をされたい。また、こうした観点から、施設の使用料など市民負担のあり方を検討するのも一考である。
- ⑥ 合併当時の目標でもあったが、花火大会、文化祭など、重複しているものは、整理・統合されたい。

3 情報共有を推進する、説明責任を果たす取組について

- (1) 現在の行政状況を市民に説明し、公共サービスとして実施すべき範囲と市民の自助努力によるべき範囲について理解を求め、市民と行政がともに共通の認識を持つことが必要である。そこから市の財政健全化が図られる。

このため、一層の情報共有の推進と説明責任を果たしていただきたい。
また、計画されている出張所の廃止などサービスを受ける市民に影響があるものは、関係者の意見を聴いたうえで調整をいただきたい。

- (2) 附属機関等の会議録のホームページでの公開について、会議開催日からホームページに掲載されるまでの期間が長すぎる。市民参画推進の観点から、市民は情報をタイムリーに入手したいので、迅速な事務処理をお願いしたい。
- (3) 議員定数の削減について、社会情勢や市財政状況に鑑み、一層の財政基盤の強化のための努力が必要であるとの意見があった。また、一方で、市民の意見や声を市政に届けるためには単に数を削減すればよいものではないとの意見もあった。こうしたことから、市長部局においては、職員数の削減を含めた一層の財政健全化に取り組むとともに、議会においても議員定数を含めた議会改革に取り組むいただきたい。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

平成20年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

- 第1回会議 平成20年6月20日(金) 9:25~12:03 市役所 302 会議室
- 議 題 1 委嘱状の交付について
2 会長、副会長の選任について
3 会議の公開及び会議録の作成手順について
4 平成20年度の会議について
- 資 料 1 さぬき市の行政改革について(諮問)
2 平成19年度提言書(行政改革推進委員会)に関する市の考え方
3 平成20年度の会議について
4 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
5 行政改革推進委員会委員名簿(平成20年度)
- 第2回会議 平成20年10月3日(金) 9:30~12:11 市役所 203 会議室
- 議 題 1 職員意識調査の結果について
2 実施計画(H15-19)の実施状況について
- 資 料 1 ぎょうかく職員アンケート結果
2 さぬき市行政改革実施計画平成15年度~平成19年度
3 さぬき市行政改革実施計画実施状況報告書
4 さぬき市行政改革実施計画進捗状況調書
5 平成19年度決算に係る市町健全化判断比率・資金不足比率(速報値)及び普通会計決算見込(速報値)の概要
6 平成19年度さぬき市健全化判断比率等の状況
7 行政改革推進委員会・資料に関する意見及び質問と回答
- 第3回会議 平成21年1月16日(金) 9:30~12:08 市役所 203 会議室
- 議 題 1 実施計画(H20-23)の実施状況について
2 事務改善について
- 資 料 1 さぬき市行政改革実施計画進捗状況調書
2 事務改善一覧表
3 行政改革推進委員会・資料に関する意見及び質問と回答
- 第4回会議 平成21年2月27日(金) 9:30分~12:00 市役所 302 会議室
- 議 題 1 平成20年度提言書について
- 資 料 1 会議要旨(要約)ー平成20年度ー
2 行政改革に関する提言(意見書)案
3 行政改革推進委員会設置要綱
4 行政改革推進委員会・資料に関する意見及び質問と回答

さぬき市行政改革推進委員会委員名簿（平成20年度）

NO.	役職	氏名	住所	委員就任年度
1		金岡エミ子	さぬき市志度	平成20年
2		金本 賢二	さぬき市前山	平成20年
3		木内 国博	さぬき市大川町富田	平成20年
4		工藤 衛一	さぬき市志度	平成15年
5		国方 利弘	さぬき市津田町津田	平成16年
6		寒川 福見	さぬき市寒川町神前	平成20年
7	会長	谷 幸夫	さぬき市寒川町神前	平成15年
8		對馬 岑生	さぬき市志度	平成20年
9		筒井美佐子	さぬき市志度	平成19年
10	副会長	中川 順子	さぬき市大川町南川	平成15年
11		野崎 紀子	さぬき市造田宮西	平成20年
12		矢木志津枝	さぬき市津田町津田	平成15年

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

平成14年10月11日

訓令第52号

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。